る。国保会

~ 国民健康保険と後期高齢者医療保険の違いについて

「後期高齢者医療保険」は、平成20年4月から開始された制度です。「国民健康保険」と同じ医 療保険ですが、仕組みが異なります。制度の主な違いについて以下の表で説明します。

【制度の主な違い】

	国民健康保険	後期高齢者医療保険
被保険者	・75歳未満でほかの健康保険に加入され ていない方	・75歳以上の方 ・65歳以上75歳未満で、障害認定の申 請により加入した方
保険証の期限	4月1日~翌年3月31日	8月1日~翌年7月31日
保険料 ※国保は保険税	平等割+均等割+所得割+資産割を世帯 単位で計算し、世帯主に課税されます。	被保険者個人ごとに、均等割+所得割を計 算します。
保険料の納め方	特別徴収(年金天引き) 以下の条件が揃っている世帯主が対象です。 ・世帯の国保加入者が全員65歳以上 ・年金が年18万円以上 ・特別徴収されている介護保険料と国保 税が年金の1/2を超えない場合 普通徴収(年金天引きとならない場合) ①金融機関などの窓口で納付 ②口座振替	特別徴収 (年金天引き) 年金が年18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料が年金の1/2を超えない方が対象です。 普通徴収 (年金天引きとならない場合) ①金融機関などの窓口で納付 ②口座振替 ※1
手続き	加入 ・ほかの市町村から転入した時 ・ほかの健康保険が切れた時 ・出生した時 ・生活保護を受けなくなった時 脱退 ・ほかの市町村へ転出した時 ・ほかの健康保険に加入した時 ・生活保護を受け始めた時	75歳の誕生日から自動的に被保険者になり、届出は不要です。※1 手続きが必要な時 ・ほかの市町村から転入した時 ・ほかの市町村へ転出した時 ・生活保護を受け始めた時 ・生活保護を受けなくなった時 ・75歳未満で障害認定による加入を希望する時
自己負担額	年齢や所得に応じて2割または3割 ※2	所得に応じて1割または3割
限度額認定証の期限	8月1日〜翌年7月31日 年ごとに申請が必要です。	8月1日〜翌年7月31日 年ごとの申請が省略される場合があります。

^{※1} 国民健康保険の時に口座振替をしていても、後期高齢者医療保険に加入後は再度の口座振替の手続きが 必要です。

※2 70歳以上75歳未満は、同じ年齢でも所得や収入に応じて負担割合が異なります。

このほかにも不明な点などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

○お問い合わせ【本 庁】住民課 国保係 **☎**43-2800 【佐賀支所】地域住民課総合窓口第2係 ☎55-3112